

岩手県告示第632号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人こころ
 - (2) 代表者の氏名 石井義道
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市北夕顔瀬町2番44号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、「生活保護受給者など、所得が低く、住居に不便を感じている高齢者の方々に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業を行い、心身ともに健康を維持・回復していただくこと」を支援するとともに「在宅で介護が必要な高齢者等に対して地域に根ざした通所介護事業」を行い、その福祉を増進することを目的とする。